

茲、日本労働同盟ノ公認ハ致シ難キモ労働組合ニ對スル會社ノ態度  
 ハ從來ト何等變ルコトナシ  
 一、今回ノ退職者ニ對シテハ左ノ手當ヲ支給ス  
 1、會社規定ノ手當ノ外日給ノ五十日分  
 2、歸國旅費ハ家族一同ニモ支給ス  
 (但シ切符ヲ以テ實費支給ス)  
 3、事務課長ヨリ特ニ金一封ヲ支給ス(但十五圓)  
 一、會社ハ従業員ニ對シ今回ノ諸費用トシテ金一封ヲ支給ス(但金  
 一千五百圓也)

財團法人協調會大阪支所

八工場側ニ於テハ解決後直チニ今回ノ爭議ニ關係深キト認メラル、  
 男工三十名、女工五名ニ對シ解雇通知書ヲ發スルト共ニ解雇手當  
 ラ支給シタ  
 解雇者ハ左記ノ通り

署名